

陳情第 8 5 号	受理年月日	平成 2 7 年 6 月 1 2 日
付託委員会	議会運営委員会	
陳 情 者	八幡西区鳴水町 5 - 1 7 安部 和治	
件 名	議会委員会及び議会事務局の運営方法の改善について	
要 旨	<p>私は、平成 27 年 5 月 15 日に総務財政委員会で口頭陳情を行うため、委員会室に入室した。口頭陳情の前に、持参した資料を委員に配付したいと思い、その判断を委員長に仰いだところ、委員長から退場を命ぜられた。配付した資料は事務局職員が収集し、私に返却した。</p> <p>私は、委員会室で大声を上げたり、暴れたり、みだりな態度をとるなど、決して退場に値する行動はしていないと思っている。事務局から言われたとおり、委員会が始まる前に資料を配付してよいかどうか尋ねただけである。なぜ退場させられたのか、私にはいまだにわからない。</p> <p>委員長は退場の理由を述べていたかもしれないが、私は耳の聞こえがよくないため聞こえなかったのかもしれない。このことは、事務局に伝えていたのだから、そうだとすれば両者の意思の伝達が不十分であったことになる。</p> <p>事務局は、委員会で資料を配付する場合は事前に委員長の許可をとるように説明している。私は委員会が始まる前に委員長の判断を求めたが、退場させられた。禁止事項の説明に不備があるのであれば、改めてもらいたい。また、事務局が受付時に陳情者に配布している文書にも、注意事項として、委員会室で委員長に文書を渡してはならないとは書かれていなかった。配付する文書の注意事項についても改めてもらいたい。</p> <p>また、事務局が作成する文書表では、陳情者の思いの全てを書き尽くすことはできない。あまりにも短すぎる文書表では、審査に支障を来たす。</p> <p>さらに、事務局は、配付資料がある場合は事前に委員長の許可が必要</p>	

(続 く)

だと言うならば、委員長と面会することができる日時を調べて陳情者に伝えるべきである。

については、次のとおり措置していただきたい。

記

- 1 委員長及び事務局は、私を退場させた根拠と理由を説明すること。
- 2 委員長は、事務局から陳情者の身体的理由等も十分に聞き、陳情者が理解できるような言い方をすること。
- 3 事務局は、陳情者が行う資料配付について、陳情者に錯誤が生じないように、禁止事項の説明と文書に記載する注意事項を改めること。
- 4 事務局は、文書表を付託する前に、記載内容について陳情者の了解を得ること。それができなければ、陳情者に文字数を指定して陳情書を提出させるか、又は陳情書の全文を記載した文書表を作成すること。
- 5 事務局は、陳情者が委員長に面会できるよう、日時を調整し、陳情者に伝えること。